

# 組合だより

第57号

7月15日  
2003年

発行所  
**岡山大学職員組合**  
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1  
電話 086-252-1111(代)  
(内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

## 国立大学法人法 審議不十分なまま

### 7月9日 参議院本会議で可決成立

#### 全野党反対のなか、与党3党強行可決。23項目の附帯決議。

##### 国立大学法人法

##### 多くの疑問点を残したまま成立

##### 附帯決議

「国立大学法人、高専法人関係6法案」(以下「6法案」)の国会審議は、7月8日、参議院文教科学委員会で行われ、民主党、共産党、

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

国連(国会改革連絡会)

一、国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。

二、国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。

三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員

の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映すること。

四、学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

五、中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。

六、法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また

関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。

十一、独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。

十三、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創

(裏面に続く)

の計3名の議員が質問しました。特に「教職員の身分を非公務員とした法的根拠を明らかにせよ」という質問に対して、政府は「法案の附則第4条があるから」、「先行独立法人がそうなっているから」などと明確な根拠を示さなかったにもかかわらず、自民党など与党3党は、「審議は尽くされた」として採決を強行しました。

7月9日、「6法案」は、参議院本会議において審議され、賛成多数で成立しました。賛成131、反対101でした。異例の23項目もの「附帯決議」が審議の不十分さを象徴しています。

七、国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。

八、国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。

九、国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。

十、独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の

座標軸  
メイリングリストの豊島耕一さんが「NHKのニュース番組を『大本営発表』に変えてしまつた責任者の再任は容認できない」(要旨)と海老沢「統投」阻止を訴えている。それに対する賛同のメール。「まことに同感。アフガン戦争報道番組の折、終了後すぐに電話がたつたのだがその態度は尊大で、嘲笑的だった。いまの報道は『大本営発表』そのもの」であることを証明したところ。その態度とは裏腹に、23時を過ぎても、話しを止めず、自分のクレームを『番組会議に報告する義務がある』と答えた(要旨、埼玉大学の島岡公一さん)という。島岡さんのメールを見ると、担当職員は「尊大で、嘲笑的」な態度の中に、いまNHKで何が起きているのかを暗示するものが隠されている。よくな気がする。また、いつまでもクレームにつきあつて、番組会議に報告すると答えた対応の中に、ジャーナリストの苦渋をまかいま見るような気がする。気がつかぬ間に言論統制が私たちをがんにがらめしかかつている。

(い)

設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。

十四、国立大学附置研究所を含む研究組織については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。

また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。

十五、法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に支障の生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。

十六、国立大学法人への円滑な移行が行われるようにするため、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。

十七、学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価

全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。

十八、国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。

十九、国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。

二十、職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分の保障に十分留意すること。

二十一、法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体と十分協議が行われるよう配慮すること。

二十二、公立の義務教育諸学校の教職員の処

遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に關する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。

二十三、高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

### 全大教中央 執行委員会声明

全大教中央は、7月9日、「国立大学法人法案」等関係6法案の参議院可決、成立に対する声明を發表しました。参議院での審議経過と今後の取り組みについての「決意」表明、明確になつた法案の「問題点」、今後「活用し得る答弁内容」と「附帯決議」の要点、この間の運動の経緯と評価、今後への「團結」の呼びかけから成つていきます。

以下に「決意」の部分と全文を掲載します。

私たちは、与党が採決を強行したことに対して強い憤りと抗議の意志を表明するものである。法案の成立により、大学・高等教育の充実をめざす私たちの前途には多大な困難が待ち受けている。しかし、いかなる困難があろうと人類と地域社会に貢献しうる大学・高等教育の再構築に向け、法案反対運動と国会審議の到達点をふまえて、学問の自由と大学の自治・自律的機能を発展させるとともに、教職員の身分と権利を擁護する取り組みを粘り強く進める決意を表明するものである。

「国立大学法人法案」「独立行政法人国立高等学校機構法案」には以上のような大きな問題点や不透明さが存在するが、同時に私たちの大運動を反映した国会審議を通じて、これらの問題点が最悪の形で顕現することを阻み、学問の自由と大学自治の擁護、教職員の身分保障と待遇改善を図る今後のとりくみをすすめる上で、権限濫用等の歯止めとして活用しうる答弁内容と附帯決議が採択された。その主なものは、次のとおりである。

第一に、中期目標の決定に際しては、大学の原案を尊重すること、原案変更は財政上の理由など真にやむをえない場合に限るとされたこと。

第二に、国立大学法人評価委員会については、委員の氏名・経歴、評価結果、議事録の公表など公正性・透明性の確保を図るとされたこと。評価結果については、大学の異議申し立て権を法令上明記するとしたこと。

第三に、評価結果と資源配分の関係について、国立大学法人法第3条の趣旨を踏まえ、慎重な運用に努めるとともに、継続的な見直しを行うこととされたこと。

第四に、政策評価・独立行政法人評価委員会による改廃勧告に関しては、国立大学法人法第3条の趣旨を踏まえ、大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、教育研究活動には言及しないこととされたこと。

第五に、学長選考については、学内構成員からの幅広い意向聴取手続き等選挙を含め、学長選考会議、大学が自主的に決定する事項であることが明確にされたこと。

第六に、運営費交付金の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠の詳細を公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること、従来以上に各大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めることとされたこと。

第七に、法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人成立時に支障の生じないよう、財政面その他必要な措置を講ずること、法人移行後新たに必要となる経費については運営費交付金等により確実に措置することとされたこと。

第八に、国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重することとされたこと。

### 散歩道

西法院には、古い思い出がある。大学紛争の頃のこと。教室が封鎖されていて授業が来ず、学生たちから、熊山へハイキングに行こうと誘われた。

熊山を登り詰めて香登の方へ下つていく途中にあるのが西法院である。山中の寺の中で、学生と思われる男女が楽しげにバレーに興じていた。

キャンパスでは、ゲバ棒ヘルメットで、学生たちが大学粉砕を叫んでいるとき、その姿はあまりに現実離れして、白昼の幻とも思えた。その姿がいまも心に残っている。

その後、紫陽花の季節には、しばしばこの寺を訪れる。今年も、その盛りを期待して訪ねてみた。だが、日差しが少し強すぎた。

紫陽花も  
萎れる梅雨の  
晴れ間かな

だが、やはり梅雨時である。陽が西に傾き始める頃、空気が露を帯びて、萎んだ花びらも、またあの瑞々しい生気を取り戻す。

夕間の白紫陽花に  
ハツとして

千枝子  
(k)